

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年9月5日(2013.9.5)

【公開番号】特開2012-48528(P2012-48528A)

【公開日】平成24年3月8日(2012.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2012-010

【出願番号】特願2010-190443(P2010-190443)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/10 (2012.01)

G 06 Q 10/00 (2012.01)

【F I】

G 06 F 17/60 1 1 8

G 06 F 17/60 5 0 6

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月24日(2013.7.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

商品を識別する商品識別情報及び店舗を識別する店舗識別情報を含む画像コードが付される前記商品を陳列する商品陳列棚と、

前記商品陳列棚に付される前記画像コードを読み取り、前記画像コードに含まれる前記商品識別情報及び前記店舗識別情報を取得し、前記商品識別情報及び前記店舗識別情報を含む価格確認要求を送信する携帯端末装置と、

前記店舗における前記商品の価格を含む商品詳細情報を記憶する商品情報記憶部を有し、前記携帯端末装置で送信された前記価格確認要求を受信し、前記価格確認要求に含まれる前記商品識別情報及び前記店舗識別情報に基づいて前記商品詳細情報を前記商品情報記憶部から読み出し、読み出した前記商品詳細情報を前記携帯端末装置に送信するサーバー装置と、

を備えることを特徴とする購入支援システム。

【請求項2】

前記携帯端末装置が、前記商品詳細情報に基づいて購入要求を前記サーバー装置に送信した場合、

前記サーバー装置は、前記購入要求に応じて、前記携帯端末装置に決済用情報を送信する請求項1に記載の購入支援システム。

【請求項3】

前記携帯端末装置は、前記携帯端末装置により実行される前記画像コードを読み取って前記サーバー装置へ送信するアプリケーションプログラムを、前記サーバー装置からダウンロード可能である請求項1または2に記載の購入支援システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

上記目的を達成するために、本発明は、商品を識別する商品識別情報及び店舗を識別する店舗識別情報を含む画像コードが付される前記商品を陳列する商品陳列棚と、前記商品陳列棚に付される前記画像コードを読み取り、前記画像コードに含まれる前記商品識別情報及び前記店舗識別情報を取得し、前記商品識別情報及び前記店舗識別情報を含む価格確認要求を送信する携帯端末装置と、前記店舗における前記商品の価格を含む商品詳細情報を記憶する商品情報記憶部を有し、前記携帯端末装置で送信された前記価格確認要求を受信し、前記価格確認要求に含まれる前記商品識別情報及び前記店舗識別情報に基づいて前記商品詳細情報を前記商品情報記憶部から読み出し、読み出した前記商品詳細情報を前記携帯端末装置に送信するサーバー装置と、を備えることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

また、本発明は、上記購入支援システムにおいて、前記携帯端末装置が、前記商品詳細情報に基づいて購入要求を前記サーバー装置に送信した場合、前記サーバー装置は、前記購入要求に応じて、前記携帯端末装置に対して決済用情報を送信する。

本発明によれば、顧客が使用する携帯端末装置によって商品の購入の要求を行うことによって、当該店舗で決済を行うことが可能になり、より一層の利便性の向上を図ることができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、本発明は、上記購入支援システムにおいて、前記携帯端末装置は、前記携帯端末装置により実行される前記画像コードを読み取って前記サーバー装置へ送信するアプリケーションプログラムを、前記サーバー装置からダウンロード可能である。

本発明によれば、顧客が使用する携帯端末装置がサーバー装置からアプリケーションプログラムをダウンロードし、実行することで、サーバー装置に対して商品詳細情報を要求できる。従って、顧客が私的に所有する私物の携帯端末装置を使って、本購入支援システムの携帯端末装置として動作させることができるので、顧客は慣れた自分の携帯端末装置を使用することができ、より一層の利便性の向上を図ることができる。さらに、前記画像コードに埋め込まれた店舗IDなどのデータから、顧客がアクセスした店舗を特定し、予めアプリケーションに登録した顧客IDや顧客住所などと照合することにより、実際に商品を届ける店舗や住所を確認、あるいは配達時間の指定など、決め細やかな顧客管理が可能になる。